報告第42号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

専決処分第31号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和８年11月９日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

損害賠償額の決定及び和解について

個人住民税に関する通知書の誤送付に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

１　事案発生の時期

令和８年５月中旬

２　事案発生の場所

つくば市内

３　相手方

住民基本台帳事務におけるＤＶ等支援措置の申出者

４　事案の概要

個人住民税に関する通知書の送付事務において、ＤＶ等支援措置の申出者の避難先住所が記載された通知書を、誤って申出の相手となる者へ送付した。

このため、相手方の身の安全の確保を図るため、住居の移転が必要となり移転

に係る費用を賠償するもの

5　損害賠償額

金871,252円（過失割合　市100％　相手方０％）

6　和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金871,252円を支払う。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。